

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 住宅施策と福祉施策の連携強化

本計画を着実に推進していくためには、住宅施策と福祉施策に携わる部局との緊密な連携が不可欠です。このため、庁内における推進体制として、関係各課で構成される「(仮称)千葉県高齢者居住安定確保計画連絡会議」を設置し、各担当課が所管する施策の進捗状況の報告及び施策の推進に係る課題等の情報共有を行うなど、庁内関係各課の緊密な連携のもとに、本計画の着実な推進を図ります。

(2) 市町村との連携等

本県は、都市部から農山村漁村まで多様な地域によって構成されており、それぞれの地域において高齢者が居住面で抱えている課題も一様ではありません。このため、それぞれの地域特性を踏まえた高齢者の居住安定確保を進めていく必要があり、高齢者にとって身近な市町村が担う役割も重要となってきます。

そこで、市町村の高齢者の住まいに関する施策が推進されるよう各種会議等を活用し、県と市町村及び市町村間の情報共有を図り連携を強化するとともに、地域の特性に応じた市町村の取り組みを支援します。

2 計画の推進に関係する会議等

(1) ちば安心住宅リフォーム推進協議会

県民が自らの持ち家を長期にわたって良好な状態で維持し、高齢期においても高齢者が住み慣れた住宅で安心して住み続けることができるよう、県、市町村、工務店などの組合や建築関係団体などで構成する「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」において、リフォームに関する相談や情報を提供するなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備します。

(2) 高齢者の住まい研究会

高齢者が地域に住み続けることができるよう、福祉・医療・建築の各分野において、専門的な知識・経験を有する者などで構成する「高齢者の住まい研究会」において、住宅のバリアフリー化や高齢期の心身状況に合った住まいへの住み替えについて研究するとともにその成果について普及していきます。

なお、研究や事業の推進に当たっては、「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」等と連携を図っていきます。

(3) 「(仮称) 千葉県居住支援協議会」

本計画の総合的かつ計画的な推進を目的として、県内における高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくための場として、県、市町村、社会福祉法人、NPOなどの居住支援団体、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者をはじめとする不動産関係団体から構成する「(仮称) 千葉県居住支援協議会」を設置し、高齢者の住まいに係る住宅セーフティネットの構築に対応していきます。